

神山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

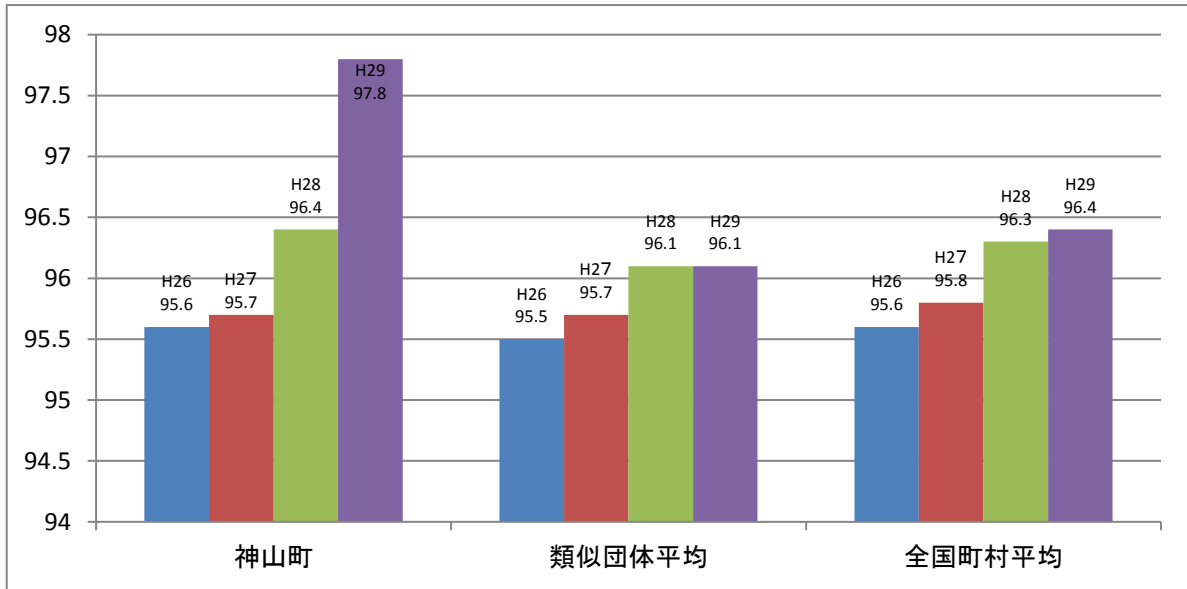
区分	住民基本台帳人口 (H29.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	5,657	4,855,717	178,030	790,750	16.3	17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	90	318,932	57,805	130,008	506,745	5,630	5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

ラスパイレス指数上昇の理由及び改善策

職員構成の変動（採用・退職・階層変動）及び現給保障者の減少によりラスパイレス指数が上昇

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し **実施** ・ 未実施

給料表の改定の実施時期：平成30年4月1日

内容：一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均0.2%引き上げ、若年層の初任給に係る分については1,000円の引き上げを実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (29年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神山町	42.3 歳	312,400 円	365,852 円	338,334 円
徳島県	44.5 歳	339,657 円	434,651 円	372,691 円
国	43.6 歳	330,531 円	410,719 円	— 円
類似団体	41.7 歳	304,727 円	350,777 円	334,549 円

②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
神山町	53.5歳	307,600 円	322,600 円	315,150 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	57.9歳	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業従業員	45.7歳	293,000 円	—
うち用務員	55.6歳	322,500 円	331,760 円	325,600 円	用務員	55.1歳	207,300 円	1.60
うちその他	49.7歳	282,000 円	300,520 円	295,240 円	—	— 歳	— 円	—
徳島県	55.4歳	361,550 円	398,024 円	378,957 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.6歳	286,833 円	328,360 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.4歳	302,146 円	325,229 円	316,613 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
神山町	5,282,092	—	—
うち清掃職員	*	4,023,000	—
うち用務員	5,404,120	2,818,600	1.92
うちその他	4,943,940	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所をアスタリスク(*)としている。

(2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区 分		神山町	徳島県	国
一般行政職	大学 卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校 卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校 卒	141,600 円	148,200 円	— 円
	中学 卒	— 円	139,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (29年4月1日現在)

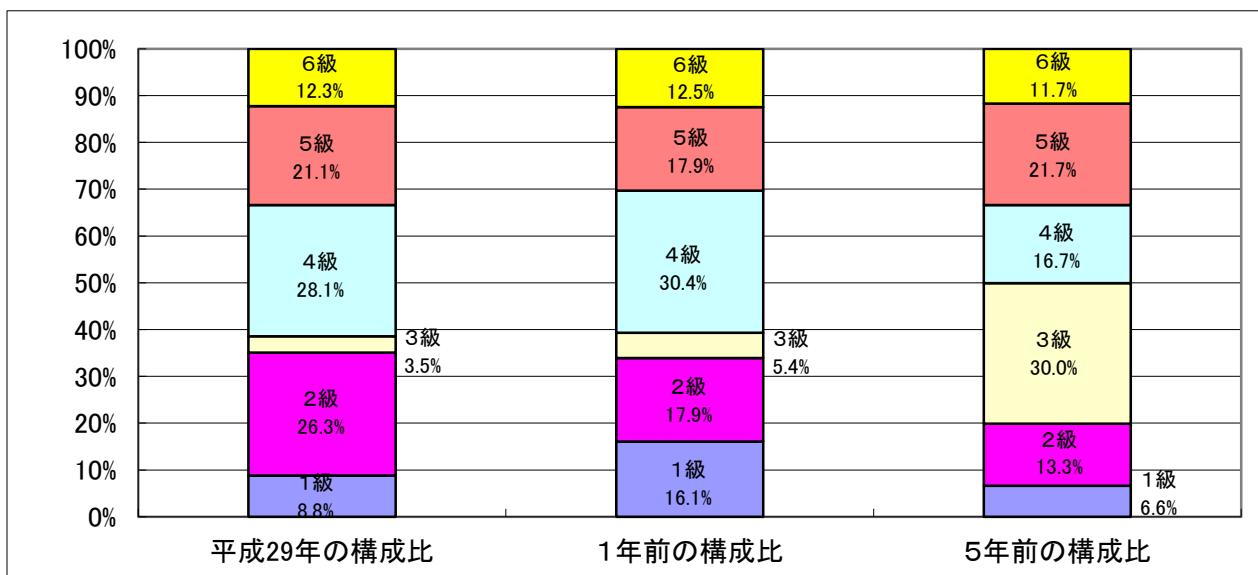
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,300 円	330,000 円	353,600 円
	高校卒	— 円	247,000 円	337,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	275,900 円	304,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	困難な業務を行う課長の職務又はこれに相当する職務	7 人	12.3%
5 級	(1) 課長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を行う課長補佐又はこれに相当する職務 (3) 困難な業務を行う主査の職務又はこれに相当する職務	12 人	21.1%
4 級	(1) 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 (2) 主査の職務又はこれに相当する職務	16 人	28.1%
3 級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務 (2) 主任の職務又はこれに相当する職務	2 人	3.5%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15 人	26.3%
1 級	定型的な業務を行う職務	5 人	8.8%

(注) 1 神山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける適用	神山町		国	
	管理職等	一般職員	管理職等	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分の未適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 山 町	徳 島 県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,438 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,719 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	神山町		国	
	管理職等	一般職員	管理職等	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率の未適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

神 山 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	募集認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算	
(退職時特別昇給	なし)			2～45%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	19,232 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

当町該当なし

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		120 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		60,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		2.22 %	
手当の種類(手当数)		3 件	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
環境センター特殊勤務手	環境センターで主たる勤務をする者	ゴミなどの処理業務	月額5,000円
防疫特殊勤務手当	感染症防疫作業従事者 家畜感染の防疫作業に従事した職員で町長が認める者	感染症が発生又は発生する恐れがある場合に患者の救護又は感染症菌の付着の危険がある物件の処理業務	1日につき1,000円以内
死体処理特殊勤務手当	老人ホームにおいて死体の処理等のに従事した者 行旅人又は変死人の死体の処理等に従事した者	死体・変死体の処理等の業務	1日につき5,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	19,225 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	186 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(監理職員・教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円	同じ	同じ	10,360 千円	207,200 円
	子等 8,000円				
	1人(配偶者被扶養) 6,500円				
	1人(配偶者なし) 9,000円				
	16~22歳までの子5,000円加算				
住居手当	持ち家 廃止	同じ		3,024 千円	177,882 円
	借家・間借 最高27,000円	同じ			
通勤手当	2km未満 支給なし	同じ	同じ	7,193 千円	87,720 円
	自家用使用等 2,000円~24,400円				
管理職手当	参事(配置なし) 69,700円	同じ	同じ	6,930 千円	407,647 円
	総務課長 53,300円				
	その他の課長等 41,000円				
	保育所長等 31,100円				
	その他の所長等 23,300円				

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	746,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 378,500 円
	副 町 長	597,000 円 (- 円)	678,000 円 / 471,000 円
報 酬	議 長	284,000 円 (- 円)	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	234,000 円 (- 円)	285,000 円 / 178,000 円
	議 員	195,000 円 (- 円)	263,000 円 / 148,000 円
期 末 手 当	町 長	(28年度支給割合)	
	副 町 長	3.30 月分	
退 職 手 当	議 長	(28年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.30 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×100分の43.5×月数	任期満了時
	備 考	給料月額×100分の25.75×月数	任期満了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

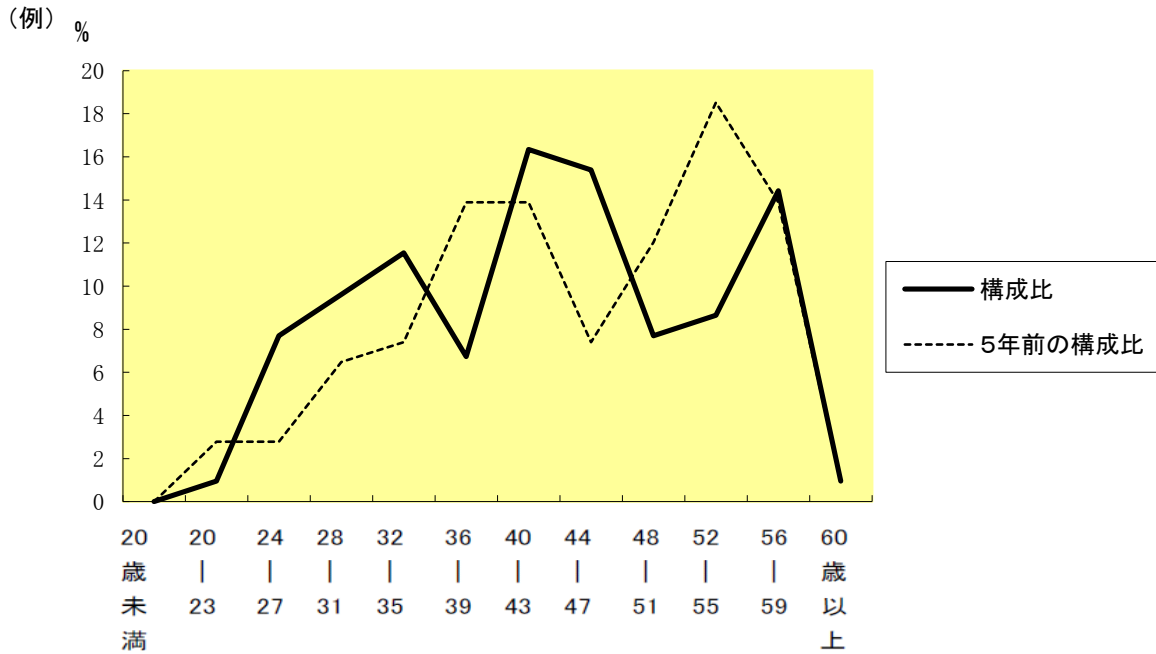
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年度	平成29年度		
普通会計部門	一般行政部門	75	77	2	
	計	75	77	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.8 人)
	教育部門	14	13	▲ 1	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	89	90	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.9 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 15.3 人)
公営企業等会計部門	小 計	14	14	0	
合 計		103 [158]	104 [158]	1 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 20.7 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	8人	10人	12人	7人	17人	16人	8人	9人	15人	1人	104人

(3) 職員数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	83	81	80	82	75	77	▲6 (▲7.2%)
教育	13	13	13	11	14	13	0 (0.0)
普通会計計	96	94	93	93	89	90	▲6 (▲6.3%)
公営企業等会計	12	13	13	13	14	14	2 (16.7)
総合計	108	107	106	106	103	104	▲4 (▲3.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において、報告した部門別職員数。

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 164,313	千円 3,865	千円 23,342	% 14.2	% 15.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 3	千円 11,389	千円 1,691	千円 4,471	千円 17,551	千円 5,850

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,630

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 山 町	47.3 歳	339,333 円	505,955 円
団 体 平 均	44.1 歳	367,407 円	576,692 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神山町	神山町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(28年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,438 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

神 山 町			神山町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	募集認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	2～45%加算		その他の加算措置	2～45%加算	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	19,232 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	144 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	48,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道特殊勤務手当	水道事業を主たる勤務とする職	水道工事	月額4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	541 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	180 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(監理職員・教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子等 8,000円 1人(配偶者被扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 9,000円 16～22歳までの子5,000円加算	同じ	同じ	611 千円	203,667 円
住居手当	持ち家 廃止 借家・間借 最高27,000円	同じ 同じ	同じ 同じ		
通勤手当	2km未満 支給なし 自家用使用等 2,000円～24,400円	同じ	同じ	395 千円	131,667 円
管理職手当	該当なし — 円	—	—	0 千円	0 円